

## 平成29年度廃棄物等の処分について(ご案内)

平成29年度の産業廃棄物等の処分委託契約の継続手続についてのご案内です。ご検討のうえ期日までに手続きをお願いします。

**処分料金** (消費税及び地方消費税及び産業廃棄物埋立税は含んでいません。)

廃棄物等の種類	処分料金
ばいじん, 燃え殻, 汚泥(非建設系)	10,000円/t
鉱さい, 汚泥(建設系)	8,000円/t
ガラスくず, 陶磁器くず, コンクリートくず, がれき類	7,000円/t
建設残土	800円/t

### 箕島処分場をご利用いただける排出事業場

- ・排出場所が、福山市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、世羅町、神石高原町及び大崎上島町である事業場がご利用できます。
- ・排出場所が、上記以外の県内市町であっても、搬入車両等の問題により、出島処分場での受入ができない場合は、箕島処分場がご利用いただけます。別途ご相談ください。

### 平成29年度処分依頼の手続

#### ○ 依頼書の提出期限

4月1日から処分を希望される場合は、**平成29年2月28日(火)**までに提出してください。

**手続完了には1月程度かかります。早めの手続きをお願いします。**

#### ○ 手続の方法

平成28年度の処分依頼書の内容を印刷した書面を同封しております。内容の変更があれば、赤字修正し、処分依頼書に押印のうえ、送付してください。

なお、送付した書面を使用せず新たに作成される場合、様式は公社ホームページからダウンロードできます。(または、同封の様式をコピーしてご使用ください。)

次の書面を提出してください。(提出期限 平成29年2月28日(火))

- ◇処分依頼書」(様式第1号)
- ◇産業廃棄物性状表」(様式第2号)
- ◇搬入計画書」(様式第3号)
- ◇運搬方法等届出書」(様式第4号)
- ◇運搬業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(運搬を委託するとき)
- ◇許可行政機関に運搬車両番号の登録をした届出書等の写し(運搬を委託するとき)
- ◇運搬車両の車両検査証の写し(運搬車両を追加するとき)
- ◇分析証明書等の写し(鉱さい, ばいじん, 燃え殻, 汚泥の処分を依頼するとき)

公社から、処分承諾書及び搬入カードを送付します。(3月上旬から順次送付します。)

公社ホームページアドレス <http://www.khk-hiroshima.or.jp/>

提出先及び問合せ先 一般財団法人広島県環境保全公社 業務企画課

〒730-0037 広島市中区中町8番18号

☎ (082)544-2363

FAX (082)544-2362

## 箕島処分場利用の手引き(抜粋)

(受入条件等) 広島県内で発生した産業廃棄物等であって、当社の受入基準に適合するもの。

(受入時間) 8:30~12:00, 13:00~16:45

(受入日) 月曜日~金曜日(祝日, 振替休日, 12月28日~1月3日を除く。)

- ・台風、地震などの天災、その他の事由により、受入時間の変更又は受入を停止する場合があります。
- ・処分場の受入れ状況については、公社ホームページに掲載しています。緊急に受入停止する場合などは、随時、ホームページに状況を掲載します。

(搬入時の注意事項)

- ・事前に公社に登録した車両で搬入してください。
- ・搬入にあたっては、運搬車両の荷台は幌架け又はシートで覆うなど、飛散防止措置をしてください。
- ・搬入車両は、搬入申込書、搬入カード(運転中は、運転台の前の見えやすい場所に置いてください。)及びマニフェスト(電子マニフェストの場合は受渡確認票)を受付に渡してください。
- ・受付の際、搬入物の目視検査を行います。荷台のシート等はずし、搬入物が良く見えるようにしてください。
- ・トラックスケールによる計量を必ず受けてください。計量時にはエンジンを切ってください。計量により、過積載と判断された場合は、受入できません。過積載は絶対行わないでください。
- ・場内では、係員の指示に従い、指示された道路等を時速20km以下で走行してください。廃棄物の荷降ろしの際、係員による検査を行います。
- ・承諾した廃棄物以外のものは搬入できません。また、異なる廃棄物を混載して搬入することはできません。
- ・弁当がら、空き缶等の廃棄物は必ず持ち帰ってください。
- ・処分場から退出する時は、必ずタイヤ洗浄機によりタイヤ等を清掃し、道路を汚さないよう注意してください。

(受入拒否)

「搬入時の注意事項」に違反したとき又は次の事項に該当する場合は、廃棄物の受入をお断りすることがあります。

- ・埋立処分場の維持管理上支障があるとき。
- ・処分依頼書等に虚偽・不正があったとき。

なお、抜取検査の結果、受入基準に適合しないことが判明したときは、公社で保管している廃棄物を引き取っていただきます。

## 継続処分依頼の手続き

( 提出書類 )

・「処分依頼書」(様式第1号)

送付した「処分依頼書」に変更がある場合は、赤字修正して提出してください。  
提出いただく添付書類の種類を、該当する口に✓を入れて明示してください。

・「産業廃棄物性状表」(様式第2号)

送付した「産業廃棄物性状表」に変更がある場合は、赤字修正して提出してください。  
変更がない場合は、「処分依頼書」の排出過程等の変更の有無欄の「無」に☑し、この書面を添付する必要がありません。)

・「搬入計画書」(様式第3号)

送付した「搬入計画書」に変更がある場合は、赤字修正して提出してください。

・「運搬方法等届出書」(様式第4号)

送付した「運搬方法等届出書」に変更がある場合は、赤字修正して提出してください。

・運搬車両の車両検査証の写し

新たに追加した車両についてのみ添付してください。

・運搬業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

運搬を委託する場合は添付してください。

・許可行政機関に運搬車両番号の登録をした届出書等の写し

運搬を委託する場合は添付してください。

・分析証明書の写し(鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥の処分を依頼する場合)

廃棄物の種類ごとに、環境計量証明事業所又は公共機関が行った分析証明書の写しを添付してください。(処分依頼前3月以内に発行されたもの、ただし、ダイオキシン類については、6月以内に発行されたものに限りです。)

分析項目:別表「処分依頼書に添付する分析証明書」のとおりです。

・産業廃棄物処分業許可証の写し(産業廃棄物中間処理業の場合)

( 提出部数 ) 1部, 控えが必要な場合は 2部(受付後1部お返しします。)

( その他 ) ・必要に応じて、廃棄物等の排出場所への現地調査、廃棄物の採取等を行います。  
・審査に必要な資料等の追加提出をお願いすることがあります。

## 搬入ルート

次の搬入ルートを必ず通行してください。

